

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松友福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(適用除外)

第3条 この規程は、非常勤の役員等に適用するものとし、職員を兼ねる役員については適用しない。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が監事会、理事会及び評議員会（以下「会議」という。）へ出席したとき及び会議の日以外の日において、三原市内で法人の業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 月額で報酬を支払う役員に対しては、別表1に係る報酬は支払わない。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、現行の役員報酬等に関する規程（平成25年4月1日施行、平成26年3月26日最終改正）は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日の平成29年度第1回定時評議員会終結のときから施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月20日から施行する。

別表1（第3条関係）

種 別	報酬(1日当り)	費用弁償
理事及び監事	10,315円	2,000円
評 議 員	10,315円	2,000円